

尾張旭市選挙管理委員会（平成31年第8回）会議録

- 1 開催日時
平成31年3月1日（金）
開会 午前10時
閉会 午前10時52分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 3階 302会議室
- 3 出席委員
委員長 日比野美次
委員 森賀則、加藤隆広、戸谷都江
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 大内裕之、次長 鈴木寛朋、係長 齋場智充 書記 三浦一輝、
書記 竹内耕平
- 7 議題
（定時登録関係）
第39号議案 選挙人名簿の登録について
第40号議案 選挙人名簿の登録の抹消について
（在外選挙人関係）
第41号議案 在外選挙人名簿の登録の抹消について
（県議選関係）
第42号議案 選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について
第43号議案 ポスター掲示場設置場所の決定について
第44号議案 期日前投票所の投票立会人の選任について
第45号議案 投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について
第46号議案 選挙会の場所及び日時の決定について
第47号議案 開票事務と選挙会事務の合同について
第48号議案 選挙長及びその職務を代理すべき者の選任について
第49号議案 選挙立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決

定について

(市議選関係)

- 第50号議案 選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について
- 第51号議案 ポスター掲示場設置場所の決定について
- 第52号議案 投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について
- 第53号議案 選挙会の場所及び日時の決定について
- 第54号議案 開票事務と選挙会事務の合同について
- 第55号議案 選挙長及びその職務を代理すべき者の選任について
- 第56号議案 選挙立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について
- 第57号議案 選挙公報に掲載文を掲載する順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について
- 第58号議案 ポスター掲示場に選挙運動用ポスターを掲示できる日の決定について

8 会議の要旨

書記長	<p>定刻になりましたので、ただいまから平成31年第8回選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日の議案は、3月の定時登録、在外選挙人名簿関係の議案、愛知県議会議員一般選挙及び尾張旭市議会議員一般選挙関係の議案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、委員長お願いします。</p>
委員長	<p>改めましておはようございます。</p> <p>(委員長あいさつ)</p> <p>それでは早速、次第の2「議事」に入らせていただきます。</p> <p>まず3月の定時登録に関する第39号議案、第40号議案でございますが、関連がありますので一括して事務局よ</p>

	<p>り説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは第39号議案、第40号議案につきましては、それぞれ関連がございますので、あわせてご説明いたします。</p> <p>はじめに、第39号議案の「選挙人名簿の登録について」でございます。公職選挙法第22条第1項の規定により、登録月の1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する方を同日に登録しなければならないとされており、本日は3月の定時登録を行おうとするものでございます。</p> <p>それでは、裏面の「平成31年3月1日定時登録業務」をご覧ください。今回の登録は、平成31年1月16日及び26日に行いました選挙時登録以降の該当者について行うものでございます。</p> <p>まず、被登録資格につきましては、同法第21条第1項により、年齢要件として、年齢満18年以上の日本国民であること、また、住所要件として、住民票が作成された日から引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に登録されている方等となっております。</p> <p>このため、今回新規に登録される方は、年齢要件としましては、平成13年2月5日から平成13年3月2日までの出生者、住所要件としましては、平成30年10月27日から平成30年12月1日までの転入者等ということになります。</p> <p>次に第40号議案の「選挙人名簿の登録の抹消について」でございます。公職選挙法第28条の規定により、選挙人名簿の登録者について抹消しなければならない事由に該当するに至った方を、名簿から抹消するものでございます。</p> <p>それでは、裏面の「登録の抹消」をご覧ください。今回の抹消は、平成31年2月2日の登録の抹消以降の該当者に</p>

	<p>ついて行うものでございます。登録を抹消される事由としては、同法第28条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったことを知ったとき及び市外へ転出後4か月が経過したとき等が抹消事由となっております。</p> <p>このため、今回抹消される方は、平成31年2月3日から平成31年2月28日までの死亡者又は国籍喪失者と、平成30年10月3日から平成30年10月30日までの市外への転出者等でございます。</p> <p>次に、本日配布させていただいた定時登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています（表を説明）。</p> <p>また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、ご覧いただければと思います。</p> <p>第39号議案及び第40号議案の説明については以上でございます。</p> <p>それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお返ししますので、ご確認をお願いいたします。</p>
委員	(名簿確認)
委員長	では、第39号議案及び第40号議案について、何かご質問等はございませんか。
委員	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。第39号議案及び第40号議案に賛成の方は挙手をお願い

	いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第39号議案及び第40号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、在外選挙人名簿に関する第41号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、第41号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第30条の11の規定により、在外選挙人名簿に登録されている方が、死亡又は国籍を失ったことを知ったとき、又は国内の市町村に転入して4か月を経過したときなどは、市の選挙管理委員会は、これらの方を在外選挙人名簿から抹消しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、2月8日に国内に転入した方1名がいらっしゃいますので4ヶ月経過後、在外選挙人名簿から抹消しようとするものでございます。</p> <p>この方が抹消されますと1名の方が減りますので、35名の方が在外選挙人名簿に登録されていることとなります。</p> <p>第41号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第41号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>

委員	(なし)
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第41号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第41号議案は可決されました。</p> <p>ここからは、愛知県議会議員一般選挙に関する議案となります。第42号議案「選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第42号議案「選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法施行令第17条ただし書きの規定により、市の選挙管理委員会は、名簿登録者が市の区域内の他の投票区の区域に住所を移したこと（すなわち市内転居）を知ったときは、登録の移替えをしなければならないとされておりますが、愛知県議会議員の任期満了による選挙の場合、任期が終わる日の前60日から選挙期日まではその登録の移替えを延期することができると規定されています。この登録の延期の期間は可能なかぎり短いことが望ましいため、発送までの準備が必要な期間を考慮し、この登録の移替えを平成31年3月22日から4月7</p>

	<p>日までの移動分について、延期しようとするものでございます。</p> <p>第42号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第42号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第42号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第42号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第43号議案「ポスター掲示場設置場所の決定について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では第43号議案「ポスター掲示場設置場所の決定について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第144条の2第8項の規定により、県の選挙管理委員会は、条例で定めるところによりポスター掲示場を設けることができるとされており、愛知県議会の議員</p>

	<p>の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例第1条第1項で、ポスター掲示場を設けるとしています。</p> <p>設置数につきましては、公職選挙法施行令第111条の規定により、基本的には直近の一つ前の選挙人名簿登録となっていますが、本市では2月3日に選挙期日が同日で、告示日が違う愛知県知事選挙と尾張旭市長選挙がおこなわれており、このような場合は告示のうち最初に行われた選挙人名簿の登録、つまり愛知県知事選挙の選挙時登録日の1月16日が直近に行われた登録日となりますので、12月の定時登録の選挙人名簿登録者数と投票区の面積によって、投票区ごとの設置数を定めることになっております。</p> <p>本市の投票区は南本地ヶ原投票区が選挙人名簿登録者数5,000人以上10,000人未満、投票区の面積4km²未満に該当するため、同条の基準により1投票区あたり8箇所、その他の20投票区は、選挙人名簿登録者数が1,000人以上5,000人未満、投票区の面積は4km²未満に該当するため、同条の基準により1投票区あたり7箇所、20投票区で140箇所になります。合計148箇所のポスター掲示場の設置を行うことになり、一覧表のとおり定めようとするものでございます。</p> <p>なお、前回の愛知県知事選挙及び尾張旭市長選挙からは、1箇所、前回の会議で議決いただきました投票区の見直しに伴い、そのままでは設置箇所が桜ヶ丘投票区内となります、投票区7 旭前城前 43番西新田公園を、旭前城前投票区内の旭前集会所に変更しております。</p> <p>第43号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第43号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>

委員	(なし)
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第43号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第43号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第44号議案「期日前投票所の投票立会人の選任について」事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>では第44号議案「期日前投票所の投票立会人の選任について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第48条の2第5項の読替規定による同法第38条第1項の規定により、市の選挙管理委員会は、期日前投票所において、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、2人の投票立会人を選任しなければならないとされております。このため、期日前投票所の投票立会人を次ページ以降の一覧のとおり選任しようとするものでございます。</p> <p>第44号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第44号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>

委員	(なし)
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第44号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第44号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第45号議案「投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>第45号議案「投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第175条第3項の規定により、投票所内の氏名掲示の掲載の順序は、市の選挙管理委員会がかじで定める順序によるとされています。このため、愛知県議会議員一般選挙の投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載の順序を定めるくじの場所を尾張旭市役所、日時を告示日であります平成31年3月29日の午後5時15分と定めようとするものでございます。</p> <p>第45号議案の説明は以上でございます。</p>

委員長	では、第４５号議案について、何かご質問等はありませんか。
委員	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第４５号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第４５号議案は可決されました。 それでは、第４６号議案「選挙会の場所及び日時の決定について」、第４７号議案「開票事務と選挙会事務の合同について」は関連がありますので、一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	まず、第４６号議案「選挙会の場所及び日時の決定について」ご説明いたします。 公職選挙法第７７条及び第７８条の規定により選挙会の場所は、当該選挙を管理する選挙管理委員会の指定した場所に設けることとなっておりますので、愛知県議会議員一般選挙の選挙会の場所を尾張旭市総合体育館２階競技場(アリーナ)、日時を平成３１年４月７日午後９時からと定めようと

	<p>するものでございます。</p> <p>次に第４７号議案「開票事務と選挙会事務の合同について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第７９条第１項の規定により、地方公共団体の議会の議員の選挙において選挙会の区域と開票区の区域が同一である場合には、開票事務を選挙会場において選挙会の事務に併せて行うことができると規定されておりますので、愛知県議会議員一般選挙の開票事務を選挙会事務に併せて行おうとするものでございます。</p> <p>第４６号議案、第４７号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第４６号議案及び第４７号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第４６号議案及び第４７号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第４６号議案及び第４７号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第４８号議案「選挙長及びその職務を代理すべき者の選任について」事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>では、第４８号議案「選挙長及びその職務を代理すべき者の選任について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第７５条第３項及び同法施行令第８０条第１項の規定により、愛知県議会議員一般選挙の選挙会に関する事務を担当する選挙長及び職務代理者を選任しようとするものでございまして、選挙長には日比野美次委員長を、選挙長の職務代理者には森賀則委員にお願いしようとするものでございます。</p> <p>第４８号議案の説明は、以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第４８号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第４８号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第４８号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第４９号議案「選挙立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」事務局から説明をお</p>

	願います。
事務局	<p>では、第49号議案「選挙立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第76条の読替規定による同法第62条第2項及び第6項の規定により、公職の候補者は、選挙立会人となるべき者を1人定めて、選挙の期日前3日までに市の選挙管理委員会に届け出ることができることされており、その立会人が10人を超えるときは、市の選管がくじで定めた10人とすることになっております。このため、愛知県議会議員一般選挙の選挙立会人を定めるために行うくじの場所を尾張旭市役所、日時を平成31年4月4日の午後5時15分に定めようとするものでございます。</p> <p>なお、選挙立会人の届出は4月4日の午後5時までとなっております。</p> <p>第49号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	では、第49号議案について、何かご質問等はございませんか。
委員	(なし)
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第49号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第49号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、ここからは、尾張旭市議会議員一般選挙の議案になります。</p> <p>まずは、第50号議案「選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について」事務局より説明をお願いします。</p>
委員長	<p>第50号議案「選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法施行令第17条ただし書きの規定により、市の選挙管理委員会は、名簿登録者が市の区域内の他の投票区の区域に住所を移したこと（すなわち市内転居）を知ったときは、登録の移替えをしなければならないとされておりますが、尾張旭市議会議員の任期満了による選挙の場合、任期が終わる日の前60日から選挙期日まではその登録の移替えを延期することができると規定されています。この登録の延期の期間は可能なかぎり短いことが望ましいため、発送までの準備が必要な期間を考慮し、この登録の移替えを平成31年4月5日から4月21日までの移動分について、延期しようとするものでございます。</p> <p>第50号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第50号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>

委員	(なし)
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第50号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第50号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第51号議案「ポスター掲示場設置場所の決定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では第51号議案「ポスター掲示場設置場所の決定について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第144条の2第8項の規定により、市町村の選挙管理委員会は、条例で定めるところによりポスター掲示場を設けることができるとされており、尾張旭市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例第1条第1項で、ポスター掲示場を設けるとしています。</p> <p>設置数、設置場所につきましては、第43号議案と同じ数、箇所とし、一覧表のとおり定めようとするものでございます。</p> <p>第51号議案の説明は以上でございます。</p>

委員長	では、第51号議案について、何かご質問等はありませんか。
委員	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第51号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手(原案可決)
委員長	第51号議案は可決されました。 続きまして、第52号議案「投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」事務局から説明願います。
事務局	第52号議案「投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法第175条第3項の規定により、投票所内の氏名掲示の掲載の順序は、市の選挙管理委員会がかじで定める順序によるとされています。このため、尾張旭市議会議員一般選挙の投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載の順序を定めるくじの場所を尾張旭市役所、日時を告示日であります平成31年4月14日の午

	<p>後 5 時 1 5 分と定めようとするものでございます。</p> <p>第 5 2 号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第 5 2 号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委 員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第 5 2 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>全員挙手 (原案可決)</p>
委員長	<p>第 5 2 号議案は可決されました。</p> <p>それでは、第 5 3 号議案「選挙会の場所及び日時の決定について」、第 5 4 号議案「開票事務と選挙会事務の合同について」は関連がありますので、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>まず、第 5 3 号議案「選挙会の場所及び日時の決定について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第 7 7 条及び第 7 8 条の規定により選挙会の場所は、当該選挙を管理する選挙管理委員会の指定した場所</p>

	<p>に設けることとなっておりますので、尾張旭市議会議員一般選挙の選挙会の場所を尾張旭市総合体育館2階競技場(アリーナ)、日時を平成31年4月21日午後9時からと定めようとするものでございます。</p> <p>次に第54号議案「開票事務と選挙会事務の合同について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第79条第1項の規定により、地方公共団体の議会の議員の選挙において選挙会の区域と開票区の区域が同一である場合には、開票事務を選挙会場において選挙会の事務に併せて行うことができると規定されておりますので、尾張旭市議会議員一般選挙の開票事務を選挙会事務に併せて行おうとするものでございます。</p> <p>第53号議案、第54号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第53号議案及び第54号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第53号議案及び第54号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手 (原案可決)</p>

委員長	<p>第 5 3 号議案及び第 5 4 号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第 5 5 号議案「選挙長及びその職務を代理すべき者の選任について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、第 5 5 号議案「選挙長及びその職務を代理すべき者の選任について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第 7 5 条第 3 項及び同法施行令第 8 0 条第 1 項の規定により、尾張旭市議会議員一般選挙の選挙会に関する事務を担当する選挙長及び職務代理者を選任しようとするものでございまして、選挙長には日比野美次委員長を、選挙長の職務代理者には森賀則委員にお願いしようとするものでございます。</p> <p>第 5 5 号議案の説明は、以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第 5 5 号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委 員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第 5 5 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>全員挙手 (原案可決)</p>

<p>委員長</p>	<p>第 5 5 号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第 5 6 号議案「選挙立会人を定めるために行うくじの場所及び日時決定について」事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>では、第 5 6 号議案「選挙立会人を定めるために行うくじの場所及び日時決定について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第 7 6 条の読替規定による同法第 6 2 条第 2 項及び第 6 項の規定により、公職の候補者は、選挙立会人となるべき者を 1 人定めて、選挙の期日前 3 日までに市の選挙管理委員会に届け出ることができるとされており、その立会人が 1 0 人を超えるときは、市の選管がくじで定めた 1 0 人とすることになっております。このため、尾張旭市議会議員一般選挙の選挙立会人を定めるために行うくじの場所を尾張旭市役所、日時を平成 3 1 年 4 月 1 8 日の午後 5 時 1 5 分に定めようとするものでございます。</p> <p>なお、選挙立会人の届出は 4 月 1 8 日の午後 5 時までとなっております。</p> <p>第 5 6 号議案の説明は以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>では、第 5 6 号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(なし)</p>

委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第56号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第56号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第57号議案「選挙公報に掲載文を掲載する順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では第57号議案「選挙公報に掲載文を掲載する順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、尾張旭市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程第7条第2項の規定により、選挙公報の掲載文を掲載する順序を定めるために行うくじの場所を尾張旭市役所、日時を告示日であります平成31年4月14日の午後5時15分から開催する選挙管理委員会の「投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじ」終了後と定めようとするものでございます。</p> <p>第57号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第57号議案について、何かご質問等はございませ</p>

	んか。
委員	(なし)
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第57号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第57号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第58号議案「ポスター掲示場に選挙運動用ポスターを掲示できる日の決定について」事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは第58号議案「ポスター掲示場に選挙運動用ポスターを掲示できる日の決定について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第144条の2第10項で準用する同条第5項の規定により、公職の候補者は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定め、予め告示する日から、ポスター掲示場にポスターを1枚掲示することができることと規定されておりますので、ポスター掲示場に掲示できる日を立候補の受付日でございます平成31年4月14日とし、立候補届が受理された後、掲示することができるものと定めようとするものでございます。</p>

	第 5 8 号議案の説明は以上でございます。
委員長	では、第 5 8 号議案について、何かご質問等はございませんか。
委 員	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第 5 8 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手 (原案可決)
委員長	第 5 8 号議案は可決されました。 本日の議題はこれで以上ですが、事務局から何かありますか。
事務局	○ 異議申立についての進捗状況 ○ 総会等出席者の確認 ○ 次回日程確認 平成 3 1 年 3 月 2 8 日 (木) 午前 1 0 時から 講堂 1

委員長	それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。
-----	------------------------------